

(平成23年2月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大分地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

国民年金関係 1 件

## 大分国民年金 事案 756

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月及び同年3月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月  
② 平成4年3月から同年7月まで

私は、両親から国民年金に加入するよう勧められたので、国民年金に加入し、国民年金保険料も自分できちんと納付していた。

平成4年2月が納付済みとなっているのに、前後の6か月の期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、合計6か月と短期間であるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、平成4年1月1日を資格取得日として5年12月頃に払い出されていることが推認できるところ、その時点では、申立人は厚生年金保険被保険者であることから判断すると、当該国民年金への加入は、その時点で未納となっていた平成4年1月から同年7月までの国民年金保険料を過年度納付することを目的としたものであると考えるのが自然である。

また、申立人のオンライン記録によると、申立期間①及び②の間の期間である平成4年2月の国民年金保険料が過年度納付（納付年月日は不明）されていることが確認でき、上記払出時点で過年度納付が可能である申立期間について、納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の両親は、昭和42年4月以降、60歳到達時まで国民年金保険料の未納は無く、それぞれ60歳以降についても、高齢任意加入するなど国民年金に対する納付意識の高さがうかがえることから、「両親に勧められ国民年金に加入し、自分できちんと国民年金保険料を納付してきた。」旨の申立人

の主張は、信憑<sup>びよう</sup>性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 大分国民年金 事案 757

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 8 月から 55 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月から 55 年 9 月まで

私の国民年金の加入手続及び保険料の納付は、全て私の夫が行った。

国民年金保険料は地区の自治会の集金で納付していたが、当時、国からの報奨金があり、地区全体で必ず納付するようにしていた。請求されたものについては全て納付していると思う。

申立期間について、私の夫は納付済みとなっているのに、私の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、14 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は、昭和 37 年 1 月以降の国民年金加入期間について、申立期間を含む国民年金保険料を全て納付しており、申立人及びその夫の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、「私の国民年金への再加入手続等は全て夫が行った。請求されたものについては全て納付していると思う。」旨主張しているところ、申立人に係る国民年金への再加入手続については、資格取得日が昭和 54 年 8 月 4 日と記録（平成 15 年 3 月 28 日に資格取得日が昭和 54 年 10 月 31 日に変更済み。）されており、申立期間当時、申立人に申立期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されたものと推認でき、納付意識の高い申立人の夫が、申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から49年3月まで

私は、会社退職後の昭和40年8月に他県に異動し、伯母の職場で働き始めた。それと同時に区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと思う。

国民年金保険料は、他県に異動した当初から納付していたので、9年近くもの期間、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和40年8月の他県に異動した当初から国民年金保険料を納付していた。」旨を主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和51年5月に払い出されていることが推認でき、申立期間は国民年金の資格取得日が厚生年金保険の資格喪失日に遡及したことによる未納期間であると認められ、申立期間当時は、国民年金に未加入であり、申立期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されなかったものと考えられる上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和51年5月以降に、その時点で納付可能な49年4月から51年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人が申立期間を通じて国民年金保険料を現年度納付していたとは考え難い上、51年5月の時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間は、8年8か月と長期間である上、申立人が、申立期間

に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。